

福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会名簿

氏 名	役 職
今村 浩司	福岡県精神保健福祉士協会会長
大神 朋子	國武綜合法律事務所 弁護士
川寄 弘詔	福岡大学医学部精神医学教室教授
瀬戸 裕司	福岡県医師会専務理事
富松 愈	福岡県精神科病院協会会長
中間 葉月	中間葉月公認会計士事務所所長
馬場園 明	九州大学大学院医学研究院 医療経営・管理学講座教授

(五十音順)

「福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会」設置要綱

(目的)

第1条 精神医療センター太宰府病院における指定管理者による管理の適正化を図るため、「精神医療センター太宰府病院運営評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、良質な精神医療の提供及び経営健全化について客観的な外部評価を実施する。

(組織)

第2条 評価委員会は7人の委員をもって組織する。

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

3 委員長は、会議を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、欠けたときは、その職務を代理する。

(評価委員会の業務)

第3条 評価委員会は、次の業務を行う。

(1) 評価委員会は、評価方法及び内容を協議、決定する。

(2) 評価委員会は、精神医療センター太宰府病院の医療機能及び経営に関する事項について評価し、その結果に基づき「運営評価報告書」を作成する。

(3) 評価委員会は、「運営評価報告書」をもって評価結果を保健医療介護部長に報告する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期の満了後であっても、新たに委員が任命されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(委員の責務)

第5条 委員は、評価委員会の業務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(評価委員会の開催)

第6条 評価委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 評価委員会の事務を処理するため、福岡県保健医療介護部健康増進課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営について必要な事項は、別途、協議の上、定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。